厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　大阪労働局　**Press Release**

大阪労働局発表
令和５年８月 28 日(月)

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 賃金課
（電話）０６（６９４９）６５０２

９月に「最低賃金周知・支援月間」を実施します

～大阪府最低賃金及び賃金引上げのための支援策の周知・支援に取り組みます～

大阪労働局（局長　木原亜紀生）では、10 月１日から大阪府最低賃金額が時間額 1,064 円（41 円引上げ）に改定されることに伴い、９月を「**最低賃金周知・支援月間**」として集中的に大阪府最低賃金及び賃金引上げのための支援策の周知等に取り組みます。

特に、エネルギーや原材料価格といった企業物価の上昇に加えて、労務費や企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者への支援のために業務改善助成金等賃金引上げに向けた支援策の利活用の積極的な勧奨に取り組みます。

＜取組事項の概要＞

１　月間の名称
　大阪労働局「令和５年度　最低賃金周知・支援月間」

２　実施期間
　令和５年９月１日（金）から同年９月 30 日（土）まで

３　具体的な取組
- 大阪府最低賃金の改定額の広報・周知
- 賃金引上げに向けた助成金等支援策の広報・周知、利活用の勧奨

４　添付資料（リーフレット）
- 大阪労働局「令和５年度　最低賃金周知・支援月間」実施要綱
- 大阪府最低賃金　令和５年 10 月１日から　時間額 1,064 円
- 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
- 業務改善助成金
- 業務改善助成金セミナー
- 賃金引き上げ特設ページを開設！

最低賃金制度のマスコット
チェックマん

大阪労働局「令和５年度　最低賃金周知・支援月間」実施要綱

第１　趣旨

令和５年度の大阪府最低賃金は、時間額1,064円（令和４年度から41円の引上げ）に改定され、令和５年10月１日から発効される。

大阪府最低賃金の確実な履行確保を図るためには、積極的な広報活動等による的確な周知を図るとともに、エネルギーや原材料価格といった企業物価の上昇に加えて、労務費や企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者への支援に積極的に取り組むことが重要である。

このため、大阪労働局（以下「局」という。）において「最低賃金周知・支援月間」を設定し、改定された大阪府最低賃金の周知等に取り組むとともに、業務改善助成金等賃金引上げに向けた支援策についても併せて周知を行い、利活用を勧奨することとする。

なお、以下の実施期間に行う事項については、局労働基準部、雇用環境・均等部、職業安定部及び各労働基準監督署（以下「署」という。）が連携して実施することとする。

第２　実施期間

令和５年９月１日（金）から同年９月３０日（土）まで

第３　実施事項

１　局で実施する事項

⑴　労使団体等への協力要請

主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合に向けて改定された最低賃金額及び支援策を周知するとともに、支援策の利活用等の対応が行われるよう、協力要請を行う。

⑵　広報の実施

月間の趣旨等について、記者発表、大阪労働局ホームページ、地方公共団体の広報紙、及び使用者団体のホームページの活用等により、大阪府内で事業を営む使用者及び当該使用者に使用される労働者に対して周知・啓発を行う。

⑶　リーフレットの配布

リーフレットを使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に送付し、配架を依頼する。

⑷　他機関との連携

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターにおいて、局及び署と連携し、業務改善助成金に関する事業場向けの説明会（個別相談も可）を開催する。

２　署で実施する事項

あらゆる機会を通じて、改定された最低賃金額及び賃金引上げに向けた環境整備に資する支援策の周知を行うとともに、特に改定の影響が大きいと考えられる事業場を中心として、労働時間相談・支援班における支援策の周知及び利活用の勧奨に取り組む。

第４　その他

業務改善助成金については、令和５年度も厚生労働省において、専用リーフレット等の広報媒体が作成されるとともに、コールセンターの開設及びYouTube 動画の掲載が行われているので、その活用を図る。また、令和５年１月に開設された、賃金引上げに関するＷｅｂページ「賃金引き上げ特設ページ」についても、賃金引上げに関する企業の好取組事例、平均的な賃金額の検索機能及び賃金引上げに向けた支援策が掲載されており、その周知を図る。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和５年１０月１日から

大阪府の最低賃金は

時間額 1,064円

最低賃金制度のマスコット　チェックマん

使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課
TEL　06-6949-6502
もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 ≧ 最低賃金額
② 日給制の場合	日給 ÷ １日の平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額
③ 月給制の場合	月給 ÷ １年間における１か月平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷その期間に出来高制によって労働した総労働時間 ≧ 最低賃金額
①～④が混在	各賃金の１時間あたりを算出し合計した額 ≧ 最低賃金額

最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
② １か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

最低賃金に関する特設サイトもご覧ください。

（050901）

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1　中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは　**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**
大阪市北区天満2-1-30　大阪府社会保険労務士会館5階　**TEL:0120-068-116**
受付:平日9:00～17:00（水曜日のみ18:00まで）　Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

2　賃金引上げを支援する制度

✤業務改善助成金　**※中小企業向け**

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは　**業務改善助成金コールセンター　TEL:0120-366-440**

✤キャリアアップ助成金　**※中小企業以外も利用可能**

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは　**大阪労働局職業安定部　雇用保険課　助成金センター**
大阪市中央区常盤町1-3-8　中央大通FNビル9階　**TEL:06-7669-8900**

✤その他の賃金引上げ支援制度　**※中小企業向け**

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター　TEL:03-6281-9821**

(2)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業者等に対し、 設備資金や運転資金を２億７千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫　TEL:0120-154-505**

(3)中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇。

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター　TEL:0570-012-088**

(4)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは、**ものづくり補助金事務局サポートセンター　TEL:050-8880-4053**

✤賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

すべて
無料

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

働き方改革により
人が集まる魅力ある職場に！

労働問題の専門家 社会保険労務士 が

Zoom、Skype等対応しております

あなたの事業所を「支援」します！

お気軽にご相談ください。 人材確保・定着につながる魅力ある職場づくりをお手伝いします！

支援内容

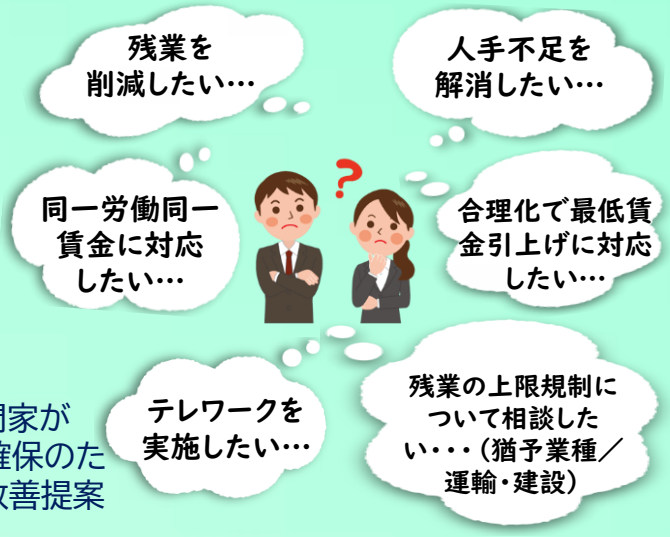

● 電話相談・来館相談

専門家が当センターの個別ブースにて相談対応しています。
お気軽に下記のフリーダイヤルにおかけください。
来館の方は、予約制はとっておりませんのでご遠慮なくお越しください。

● コンサルティング（専門家派遣）

事業者や人事・労務担当者からの申込（裏面参照）により専門家が直接事業所にお伺いし、働き方改革関連法への対応や人材確保のための労務改善などのご相談をお受けし、課題解決のための改善提案を行います。（希望制）
●訪問回数：原則3回　●セミナーや相談会も実施しています。

● メール相談

専門家が回答いたします。
いつでも下記メールアドレスまでご相談ください。

● オンライン相談

オンライン相談も対応します。
下記メールアドレスにてメール受信後、相談用URLを送信します。

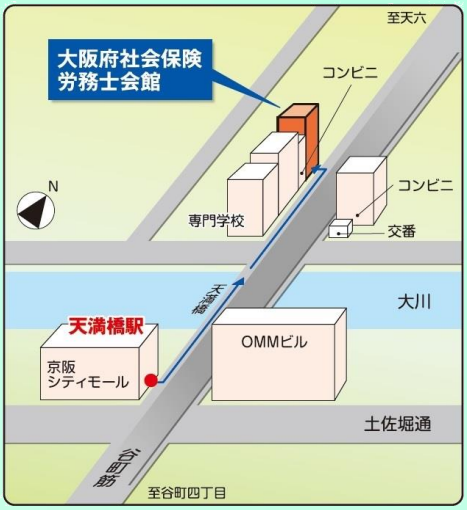

場　所：大阪府社会保険労務士会館５階
〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30
地下鉄谷町線「天満橋駅」❷番出口から徒歩5分
連絡先：ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ 0120-068-116
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ hatarakikata@sr-osaka.jp

対応日時：平日 午前9時～午後5時まで(水曜日のみ午後6時まで)

詳細はWEBで!
簡単にアクセス▶

令和５年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業　委託者：厚生労働省大阪労働局　受託者：大阪府社会保険労務士会

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

コンサルティング申込書

～企業への訪問（オンラインも可）～

URL:https://form.run/@hatarakikata-osaka-1655012228

FAX番号：06-4800-8177

（お申し込み後、概ね３日前後にはお電話にてご連絡いたします。）

ご相談内容

（該当するものに丸をしてください。その他の場合は、ご相談内容を簡単にご記入ください）

・年次有給休暇の付与方法
・時間外労働の上限規制への対応
・時間外労働の削減に向けた生産性向上の支援
・正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）
・賃金引上げ のための生産性向上の支援
・最低賃金引上げへの対応
・人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善
・その他・ワークライフバランスなど（　　）

訪問希望時期	（例：〇年〇月〇日、〇月中旬頃、〇週間後 等）

事業所名	フリガナ	電話番号	
所在地	〒　　－	ご担当者名	フリガナ
		（備考）	

働き方改革推進支援センター相談事例

卸売・小売業

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中

□事務職中心の非正社員に、**資格取得**や**正社員登用**、**多能工化**を提案。
□**非正社員の時給のランク分け**や、個人評価に対応する時給を提案。

■非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
■フォークリフト資格を取り、正社員化（**キャリアアップ助成金**利用）した労働者もいる。

製造業

同一労働同一賃金への対応に向けた職場環境の改善

□就業規則と賃金規定を法改正に正しく対応するよう提案。
□労働時間短縮と生産性向上に向け職場意識の改善を提案。

■職場環境プロジェクトの発足により社員の意識が高揚し、女性・高齢者にも優しい職場環境に前進中。

令和５年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和６年１月31日
（事業完了期限：令和６年２月28日）

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ ＋ **設備投資等**（機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） ▶ **業務改善助成金を支給（最大600万円）**

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること
- **事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

＜例＞
○事業場内最低賃金が863円
　→助成率9/10
○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
　→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

540万円（＝600万円×9/10）（設備投資費用×助成率） ＞ **450万円**（＝助成上限額）（90円コースの助成上限額）

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	**60万円**
		2～3人	50万円	**90万円**
		4～6人	70万円	**100万円**
		7人以上	100万円	**120万円**
		10人以上※	120万円	**130万円**
45円コース	45円以上	1人	45万円	**80万円**
		2～3人	70万円	**110万円**
		4～6人	100万円	**140万円**
		7人以上	150万円	**160万円**
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	**110万円**
		2～3人	90万円	**160万円**
		4～6人	150万円	**190万円**
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	**170万円**
		2～3人	150万円	**240万円**
		4～6人	270万円	**290万円**
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

870円未満	9/10
870円以上920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

（　）内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３か月間の月平均値が前年、前々年または３年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前３か月間のうち任意の１か月の利益率が３%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された２つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

▶ 事業場内最低賃金である労働者

▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合＞

Ａ：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**

Ｂ：**申請コース以上賃金を引き上げていない**ので、**算入不可**

Ｃ：Ａに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**

Ｄ：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**

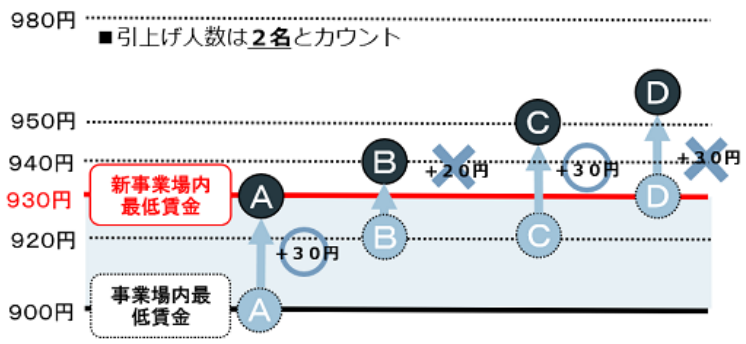

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後３か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第４条及び最低賃金法施行規則第１条又は第２条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者（②・③のみ）	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧下さい。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員７人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用３輪バイクを導入

<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集　～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を紹介

生産性向上のヒント集　検索

PDF 生産性向上のヒント集（令和４年３月作成）［PDF形式：7,312KB］

PDF 生産性向上のヒント集（令和3年3月作成）［PDF作成：9,625KB］

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

交付申請
交付申請書・事業実施計画書等を都道府県労働局に提出

▶

交付決定
交付申請書等を審査の上、通知

▶

事業の実施
申請内容に沿って事業を実施（賃金の引き上げ、設備の導入、代金の支払）

▶

事業実績報告
労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

▶

交付額確定と助成金支払い
事業実績報告書等を審査し、適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払いを実施

▶

助成金受領
ここで助成金が振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索

昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和６）年２月28日※になりました。
  ※やむを得ない事由がある場合は2024（令和６）年３月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、 手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
  最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、
  申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金　検索

- **最低賃金特設サイト**
  全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、
  サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト　検索

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（R５.４.１）

業務改善助成金 セミナー

参加料 **無料**

主催 ： 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

日 程

①９月　６日（水）14：00-16：00
②９月１２日（火）14：00-16：00

※各日程、内容は同じです

内 容

「業務改善助成金」は、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的としており、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上につながる設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ ＋ **設備投資等** → **設備投資等に要した費用の一部を助成**

定 員　≪ZOOM参加≫５００名

対 象　事業主、人事労務担当者等

申込方法　下記URLの参加申込フォームからお申込みください。

９月６日（水）１４：００～１６：００

https://form.run/@hatarakikata-osaka-z7v2tu7Gaa80JK5K4naN

９月１２日（火）１４：００～１６：００

https://form.run/@hatarakikata-osaka-urcyLuA8tpHBhnABAkhj

― お問い合わせ ―

【内容・申込に関すること】
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局
TEL：06-4792-8205　E-mail：shien@sr-osaka.jp
平日　午前9時～午後5時30分まで

賃金引き上げ特設ページを開設！

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい！

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1
賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2
地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3
賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額)(千円)	所定内給与額時給(円)	年間賞与等特別給(千円)
合　計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職　種	平均年齢	所定内給与額(月額)(千円)	所定内給与額時給(円)	年間賞与等特別給(千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり所定内給与額(円)	A県	1時間当たり所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶
https://www.saiteichingin.info/chingin/

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE1 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を発揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和４年４月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27％程度、初任給を30％引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール
- 本社所在地：東京都台東区駒形
- 従業員数：833名（2022年4月現在）

CASE2 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組み、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和４年４月に3.5％程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めていた年代の正社員を２名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール
- 本社所在地：長野県岡谷市
- 従業員数：34名（2022年12月現在）

主な支援策の紹介

1. 業務改善助成金
2. キャリアアップ助成金
3. 働き方改革推進支援センター

その他にも様々な支援策をご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています（同一労働同一賃金）ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みはこちら